R6団体独自取組支援

様式３

誓　約　書

公益財団法人東京しごと財団理事長　殿

令和６年度業界別人材確保強化事業（団体独自取組支援）助成金（以下「助成金」という。）の支給申請を行うにあたり、下記事項を確認し、相違ないことをここに誓約いたします。

都内全域を活動範囲としています。

過去５年間に、重大な法令違反等はありません。

労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合、その日から２年が経過しています。

納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納しています。

過去１年間に財団又は東京都等との委託契約書における契約違反はありません。

代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、助成金の支給決定の取消しを受けた場合にはこれに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

\*　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、助成金の支給決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。

\*　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。

会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定はされていません。

民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定はされていません。

破産法に基づく破産手続の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定を受けていません。

公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属していません。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業をおこなっていません。

宗教活動や政治活動を主たる目的としていません。

本申請と同一の事由で国・都、または区市町村等から助成を受けていません。

本事業に関し提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

本事業における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出します。

本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は申請を取り下げます。助成金支給後に発覚した場合は助成金を返還します。

令和　　 年　　月　　日

団体の所在地

団体の名称

代表者職・氏名